共通

３　環境への配慮

基準項目　３．１　環境保全

管理すべきポイント

３．１．１　環境保全に対する方針を持ち、活動しているか。

【適 合 基 準】３．１．１

農業が環境に与える影響及び環境が農業に与える影響の両面を認識した上で、地域社会の一員として、環境と生物多様性に対してどのように貢献できるかの方針を持って活動している。

【取組例・備考】

例えば、下記の活動がある。

・その地域の景観を守るために耕作放棄地を積極的に借り受けて耕作している。

・市町村の被害防止計画に基づき猪や鹿や猿等を駆除する活動や圃場に引き寄せない対策を実施している。

・鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を確認している。

・地域の清掃活動や草刈りに参加している。

【解　説】３．１．１

環境保全に関する項目です。

農業を行う上で、農業が環境保全に与える影響を認識し、環境保全・生物多様性に良い影響を与えるためにするべき活動を考えることが重要です。

取組例・備考欄の記載の他に、例えば、棚田の保全への協力、水田の生き物調査への参加、ビオトープの設置、地域の希少な在来品種の保存、地域の美化活動への参加などの取組もあります。

管理点１．２．１の農場運営の方針・目的に環境保全に関する項目を取り入れましょう。

鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法においては、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物の多様性の確保の点からも重要です。

基本指針においては生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組の実施

・侵入防止柵の設置

・追い払い活動や追い上げ活動の実施

なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護管理法等の関係法令を遵守することが必要です。

共通

（環境農業宣言について）
　島根県では令和元年度まで、環境に配慮した農業の取組や独自の環境負荷軽減のための工夫、環境農業の普及のための取組について宣言する「環境農業宣言」を募集していました。令和元年度までにこの宣言を行い、実践を行っている場合は、この項目に該当する方針、活動にあたります。

【参 考 資 料】※鳥獣被害の現状

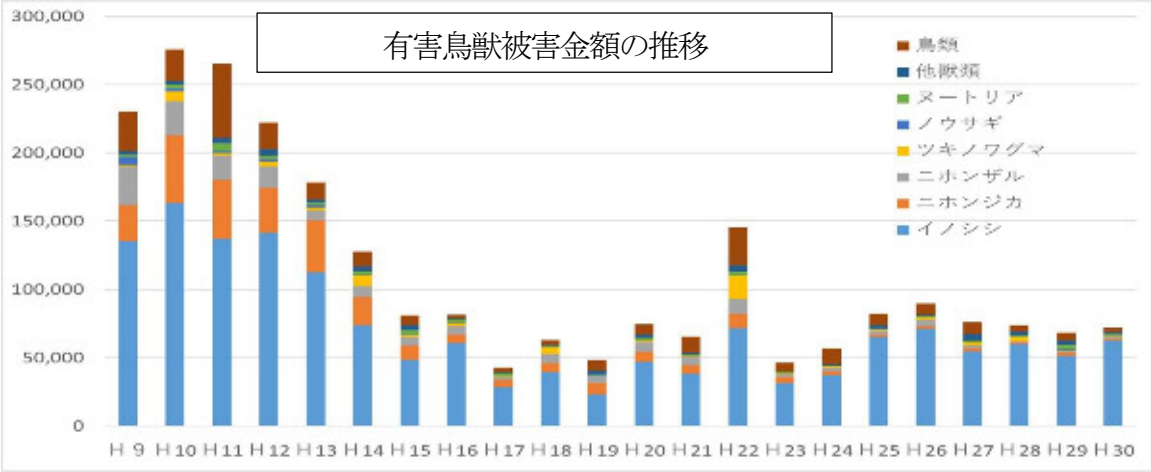

［島根県農林水産総務課鳥獣対策室調べ］

写真１．イノシシによって踏み荒らされた被害

写真2．畦畔の掘りおこし被害

写真3．電気柵

写真4．金網フェンス柵

写真5．ワイヤーメッシュ柵

［写真１～５は島根県中山間地域研究センターより提供］

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

共通

3　環境への配慮

基準項目　3．2　廃棄物の保管・処理

管理すべきポイント

3．2．1　生産過程で出るごみを減らす努力をしているか。

【適 合 基 準】3．2．1

生産過程で出るごみを減らす努力をしている。ごみは分別して決められた場所に保管し、リサイクルできるごみはリサイクルしている。稲わら・麦わら・野菜くずなどの作物残さは堆肥として圃場に還元したり、家畜の飼料として利用するなどの工夫をしている。

【解　説】3．2．1

生産過程で出るごみの削減努力に関する項目です。

具体的には、まず、生産過程で発生するごみを把握し、分類、具体名、保管場所及び処理方法を記載した廃棄物一覧表を作成します（管理すべきポイント3．2．3参照）。次に、ごみを減らす工夫を考え、一覧表に追記した上で実践します。

廃棄せざるを得ないごみは、リサイクルや処分方法を考慮の上きちんと分別し、保管場所を決めておきます。

作物残さは、ごみにするのでは無く、土作りや堆肥資材等に仕向け、有機性資源として有効活用することが大切です。

作物残さ等の有機物のリサイクルの実施に関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例が示されています。

〔参考〕

■環境と調和のとれた農業生産活動規範（農林水産省）（抜粋）

4　廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

■環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（農林水産省）（抜粋）

【具体的な取組例】

○稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く）

○使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

共通

3　環境への配慮

基準項目　３．２　廃棄物の保管・処理

管理すべきポイント

３．２．２　出荷・流通過程でごみを減らす努力をしているか。

【適 合 基 準】３．２．２

出荷・流通過程でごみを減らす努力をしている。

【解　説】３．２．２

出荷・流通過程で出るごみの削減努力に関する項目です。

3．2．1で作成した一覧表に出荷・流通過程で出るごみについても同様に、分類、具体名、保管場所、処理方法及びごみを減らす工夫を記載し、ごみ減量を実践します。

廃棄せざるを得ないごみは、リサイクルや処分方法を考慮の上きちんと分別し、保管場所を決めておきます。

管理すべきポイント

３．２．３　生産過程で出るごみは適切に処理しているか。

【適 合 基 準】３．２．３

①農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。

②上記①の通り廃棄物を保管・処理している。

【取組例・備考】

廃棄物は下記のことを守って処理する。

・行政の指導に従う。

・行政、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。

・産業廃棄物の処理記録として「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」または農協等への「廃棄物処理の委任状」がある。

・紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理する。

・使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしない。

・廃棄物の容器は内容物が漏れないようになっている。

・圃場や施設へねずみや虫等を引き寄せない場所に廃棄物を保管している。

農薬の空容器は下記のことを守って保管する。

・空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。

・容器内の農薬は使い切っている。

・空容器は他の目的に使用しない。

共通

【解　説】３．２．３

廃棄物の保管・処理に関する項目です。

廃棄物を適切に保管・処理することは農産物の汚染、ネズミ等の有害生物の侵入及び害虫の発生を防ぐためにも重要です。

具体的な手順の一例として、3．2．1で作成した一覧を利用し、廃棄物を管理していきます。

特に農薬の空容器は、農薬成分の手指付着や流出により、他のものを汚染することを防ぐため、専用の廃棄容器を用意します。使い切った農薬の空容器の処理については、容器ラベル指示に従います。ラベルの指示がない場合は水で3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻します。

農業生産活動で発生するごみを廃棄する場合、プラスチックごみや金属類は産業廃棄物に該当し、紙ごみは事業系一般廃棄物に該当します。産業廃棄物は許可を有する業者に処理を委託します。事業系一般廃棄物は市町村の収集ルールに従います。

（取組例・備考欄の補足）

廃棄物の処理において守る内容として、取組例・備考欄に記載されたものの他に、以下のようなことがらもあります。

廃棄物は以下のことを守って処理する。

・産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分する。

・廃棄物は区分・種類ごとや処分先ごとに分別し、飛散・流出・地下浸透・害虫発生・悪臭発生などが無いように保管する。

・産業廃棄物は許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託し、書面で契約を交わす。

・農協や地域協議会に回収・処理サービスがあればそれを利用し、廃棄物処理の委任状を作成する。

・事業系一般廃棄物は市町村の収集ルールに従い自分で排出するか、一般廃棄物処理業者へ処理を委託する。

・産業廃棄物を引き渡す際には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。

・その他、適正処理に関し、行政の助言・指導等に従う。

〔参考〕

循環型社会にむけて、まずは廃棄物を発生させない、できるだけ再利用することが大切です。それでも捨てる必要となった農業生産活動に伴う廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法令」という）に基づき、自らの責任での適正な処理が義務付けられており、以下の対応が必要です。

農業生産活動に伴って発生した廃棄物については法令により、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物に分類されます。

産業廃棄物には廃プラスチック類、空き容器、空き袋、残農薬、農業機械等が該当し、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託します。

産業廃棄物処理業者の処理方法を確認し、リサイクルできる業者をなるべく選びましょう。

産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、書面で契約書を交わし、廃棄物を引き渡す際にマニフェストと呼ばれる産業廃棄物管理票を交付します。契約書とマニフェストには保存義

共通

務があります。マニフェストを交付した場合は、翌年度６月末までに産業廃棄物管理票状況報告書を保健所に提出します。

事業系一般廃棄物は市町村の収集ルールに従って排出するか、一般廃棄物処理業者に処理を委託します。

農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却や不法投棄は法令で禁止されています。排出事業者の責任において、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

なお、農業用廃プラスチック類については、適正な処理を小規模な農業者が個々で実施することは困難なため、地域における組織的な回収（例えば農協によるもの）が実践されています。その回収を活用する場合は、委任状類を保管します。

■廃棄物の分類

- 廃棄物
  - 産業廃棄物
    （事業活動に伴って生じた廃棄物であって法で規定された２０種類の廃棄物）
  - 一般廃棄物
    - 事業系一般廃棄物
      （事業活動に伴い生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの）
    - 生活（家庭）系廃棄物
      （一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）

注）特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物は省略

■農業生産活動で発生する主な廃棄物の区分と種類

産業廃棄物（法令で規定）	事業系一般廃棄物
○廃プラスチック類 農業用廃プラスチック類（ビニールハウスやトンネル、マルチ等の被覆資材、ポリ容器、波板、育苗箱、肥料や農薬の空袋、容器等） ○金属くず 釘、針金、ビニペット、鉄管、機械部品、ハウスの廃資材（鉄骨等）等 ○廃油 機械油 ○ガラスくず 廃ガラス容器 ○農薬類 廃農薬（期限切れ農薬等）	○紙くず 紙類、段ボール類 ○木くず 木材 ○作物残さ 摘葉、栽培終了後の株等

共通

【参考帳票例】

例えば、「空ぶかしを減らす」などがあります

廃棄物リスト

分類	廃棄物	処分方法	一時保管場所	減らす工夫
廃油	廃エンジンオイル	業者引き取り	機械倉庫	エンジンの負担を減らす使い方
廃プラスチック	マルチ	JA等の回収	資材置き場	使い回す
	ハウス被覆資材	JA等の回収	資材置き場	長持ちする資材を選ぶ
	肥料袋	JA等の回収	資材置き場	必要最低限の施肥
	農薬空容器	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
金属	燻蒸剤の空き缶	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
	ハウス・トンネルの骨	資源ごみ	資材置き場	リサイクル
	空き缶	資源ごみ	作業場ごみ箱	リサイクル
紙	粒剤の空き袋	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
	段ボール	資源ごみ	資材置き場	リサイクル
生ごみ	植物残渣	残渣捨て場	ハウス脇	圃場鍬こみ
	弁当かす	生ごみ	作業場ごみ箱	食べ残さない

「最小限の使用とする」ことも大切です

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

■環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年3月農林水産省生産局通知）

■島根県農畜産課ホームページ「農業用廃プラスチックの適正処理推進について」
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/kankyo_suishin/haipura/

共通

３　環境への配慮

基準項目　３．３　省エネ対策

管理すべきポイント

３．３．１　温室効果ガス（CO_2）の発生抑制や省エネルギーに取り組んでいるか。

【適 合 基 準】３．３．１

電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素（CO_2）の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。

【取組例・備考】

例えば、CO_2の発生を抑制する方法として、作業工程を見直し、作業効率を上げる。自然エネルギーへ切り替える（太陽光発電、風力発電等）。エネルギー効率の高い器材・機械を選択する（例えば LED 照明への変更）。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備により燃費を向上させる。不要な照明は消灯する。植物残渣や雑草などの野焼きをしないなどがある。

環境省のホームページでエネルギーごとの単位発熱量と排出係数が確認できるため、各エネルギーを二酸化炭素（CO_2）に換算して計算することで、自分の使用している電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギーがどれだけ CO_2を発生させているか確認することが可能であり、省エネ対応の基礎資料となる。

【解　説】３．３．１

温室効果ガス（CO_2）の発生抑制及び省エネルギーの努力に関する項目です。

農業に関係する温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタンガス、亜酸化窒素があります。この項目では、環境保全の取組として、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の発生抑制に取り組みましょう。

具体的な手順の例として、例えば、農場内で使用しているエネルギーにどんなものがあるか確認し、使用量を伝票やメーターなどから把握します。使用量を前年や前月と比較し、想定より使用量が多い場合は削減方法を検討するなどがあります。

また、農作業を行う中で、省エネルギーにつながる取組を検討し、実践するなどもあります。取組例・備考欄に記載された例の他に、トラックなどのアイドリングストップ、こまめな消灯、ハウスの被覆の補修、冷蔵庫や暖房の温度設定の調整などもあります。

共通

【参考帳票例】

使用エネルギー一覧

分類	機械類	省エネルギーの工夫
ガソリン	軽トラック	アイドリングストップ
軽油	トラクター	アイドリングストップ、運行日程の調整による効率的な利用
	コンバイン	アイドリングストップ、運行日程の調整による効率的な利用
重油	ボイラー	ハウスの被覆を二重にする
		カーテンの隙間をなくす等施設の破損箇所の補修
		必要以上の加温を行わない等適切な温度管理
電気	予冷庫	使っていないときは電源を切る
		余計なものを入れない
	照明	使っていないときは電源を切る
	包装機械	作業工程の管理による効率的な機械の運転

月別使用量記録

年

使用量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ガソリン												
軽油												
重油												
電気												

［農機具の整備］

［張り紙］

［出典：NPO 法人 農業ﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝ研究所「GAP 取組支援ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ」］

共通

３　環境への配慮

基準項目　３．４　生物多様性への配慮

管理すべきポイント

３．４．１　農場や農場周辺に生息する動植物を把握しているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適 合 基 準】３．４．１

①農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、その中に希少野生動植物がいるか把握している。

②過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物を把握している。

③①と②についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増減を年１回以上確認して記録している。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①希少野生動植物については、国際自然保護連合（IUCN）がレッドリストを作成している。日本の場合、環境省が「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」として示している。

②③例えば、外来種・在来種の増減といった観点で把握する。

【解　説】３．４．１

生物多様性の認識に関する項目です。

生物多様性とは、生態系や地球に様々な種、多様な生き物が存在していることです。

地球上の生物は、私たち人間の生存基盤である生態系を構成するのに不可欠の要素で、生態系の中で深くかかわり合い、つながり合い、それぞれが大きな役割を果たしています。

人間の生活は多様な生物との密接なつながりによって成り立っており、まわりの生物がいなくなれば人間もまた生きていくことはできません。そのため、生物多様性の確保は重要なことがらです。

生物多様性について考えるとき、まず、農場内、農場周辺にどのような野生動植物が生息しているか把握します。外来生物、希少野生生物の判別をして野生動植物のリストを作成します。

毎年リストを作成する中で、それぞれの動植物の増減を把握し、記録します。

増減の把握については、生息数などを細かく測定する必要はなく、増加した、減少した、などの程度で記録してください。

共通

【参考帳票例】

野生動植物リスト　　作成日：2018年7月1日

動物	有害	↑カラス　↓スズメ　→ねずみ ↑イノシシ
	有益	→ナナホシテントウ
	希少	↓ホタル
植物	有害	↓あざみ　↑ギシギシ ↑セイタカアワダチソウ
	有益	→レンゲ
	希少	

前年と比較して：↑増加、↓減少、→横ばい

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■環境省「特定外来生物等一覧」
https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/index.html

■環境省「生態系被害防止外来種リスト」
https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list.html

■島根県　自然環境課ホームページ　「しまねレッドデータブック」
https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/yasei/red-data/

共通

３　環境への配慮

基準項目　３．５　周辺環境への配慮及び地域社会との共生

管理すべきポイント

３．５．１　騒音、振動、悪臭等、周辺環境への影響に配慮しているか。

【適 合 基 準】３．５．１

①農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。

②農業用機械が圃場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①例えば、周辺に民家がある場合に早朝での機械操作による騒音に配慮している。悪臭が周辺の民家や圃場等に迷惑となる場合は必要な対策をとる。

②例えば、交通事故の危険性や機械に付着した泥の落下による迷惑等がある。

【解　説】３．５．１

周辺環境への配慮に関する項目です。

農業経営を持続的に行うためには、周辺の方々の理解が必要です。周辺の方々や施設に迷惑をかけない方法を探しましょう。

まずは、農場の周辺環境などを確認し、過去にトラブルとなったことはないか、自治体や自治組織に相談が持ち込まれたりしていないか把握するなどの取組例があります。

具体的な例としては、例えば、堆肥の悪臭が迷惑になっているようなら堆肥置き場の変更を検討する、などの例があります。

また、機械操作などで振動、騒音が発生して騒音トラブルなどがある場合、早朝を避けるなど周囲の民家に極力影響の少ない時間帯に作業ができないか検討します。

１．１．２で作成する周辺ほ場や住宅の状況などが記載された圃場地図などを活用して配慮、確認等が必要な場所をチェックし、トラブルを未然に防ぐための配慮・対策を行いましょう。

共通

３　環境への配慮

基準項目　３．５　周辺環境への配慮及び地域社会との共生

管理すべきポイント

３．５．２　地域内の循環を考慮した農業を実践しているか。

【適 合 基 準】３．５．２

①圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。

②農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。

【取組例・備考】

地域とは、自分の行動圏内、おおむね市町村の範囲を指す。

【解　説】３．５．２

地域内の循環を考慮した農業の実践に関する項目です。

農業における有機物の循環は重要です。しかし、遠方からの有機物を投入するのではなく、地域内の有機物の循環を優先することを考えましょう。

例えば、堆肥を使用する場合は近隣の畜産農家の原料を優先的に使用する、もみがら、わらなどを使う場合、近隣生産者の原料を優先的に使用するなどが考えられます。

〔参考〕

島根県たい肥利用マップ（島根県農畜産課ホームページ内）

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/kankyo_suishin/katikuhaisetubutu/taihi_map/

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく特殊肥料生産業者届出者等で、掲載を希望された方から提供頂いた情報を掲載しています。

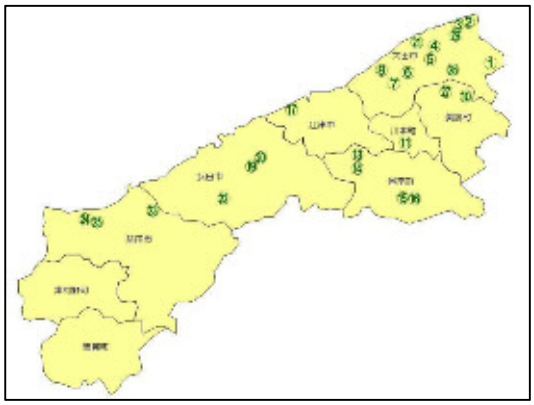

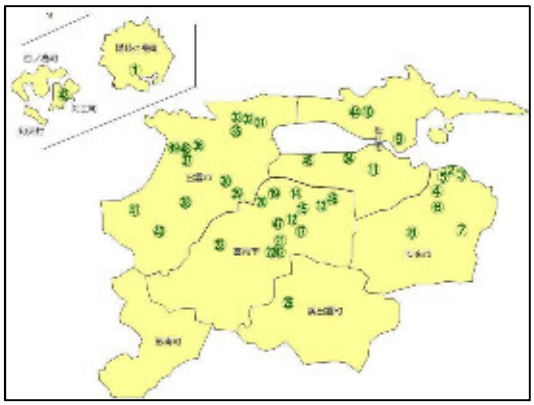

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．１　危険作業の把握

管理すべきポイント

４．１．１　危険な場所や危険な作業に関するリスク評価を行い、事故やけがを防止する対策を講じているか。

【適 合 基 準】４．１．１

①圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年１回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。

1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用
2)耕耘機の使用
3)草刈機（刈払い機）の斜面・法面での使用
4)脚立の使用
} 青果物

1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用
2)コンバインの使用
3)草刈機（刈払い機）の斜面・法面での使用
4)耕耘機の使用
} 穀物

②上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。
③圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。

※青果物と穀物で、必ず評価の対象とする作業の内容が一部異なります（適合基準①）。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。
対策には、例えば下記がある。
1)積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や段差を十分に把握して作業する。移動時等の左右ブレーキの連結。（※青果物・穀物共通）
2)バック時には必ず振り返って後方確認、いきなり深く耕さない。（※穀物では4）
2)詰まり除去時には回転を止める。（※穀物）
3)斜面・法面での十分な足場の確保。（※青果物・穀物共通）
4)安定した設置、天板に乗らない、開脚防止チェーンをかける、昇降時にものを持たない。（※青果物）

共通

【解　説】４．１．１

作業者の労働安全に関する項目です。

事業主や家族従事者、雇用している作業者が作業中に事故にあうと、経営に深刻な影響が生じます。大きな事故が発生すれば、農業経営を継続できなくなることもあり得ます。

農場に労働者がいる場合、使用者（事業主）は労働者（「労働基準法第九条に規定する労働者」）に対して労働事故を防止する義務があります。「労働安全衛生法」は労働者のいない家族経営には適用されませんが、家族や作業者のために、安全を守る取組を行うことが必要です。

自分の農場で農作業を行う上で、どのような危険な場所や作業があるか把握し、リスク評価して対策を講じる必要があります。

リスク評価と対策にあたって、農林水産省の農作業安全のホームページや、農作業安全運動のパンフレットなどの情報も確認しましょう。

【作業安全からのリスク評価の手順】

圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における、危険な場所と危険な作業についてリスクを検討し対策をとります。

（1）　手順1

管理すべきポイント1．1．2で作成した圃場と施設の地図、施設レイアウト図を活用してリスクを評価します。

※参考帳票　　010102　圃場地図・圃場一覧
　　020101　施設レイアウト図

（2）　手順2

自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生した「ヒヤリハットの情報」を参考にリスクを評価します。

※事故が起きやすい作業や機械について、適合基準で必ずリスク評価を求めているものがあります。青果物と穀物で一部機械が異なります。

（3）　手順3

リスク評価に応じて、対策やルール・手順を決めます。

（4）　手順4

手順3で決めた対策・ルールや手順を農場内に周知したり、作業者に教育訓練します。

共通

【参考帳票例】

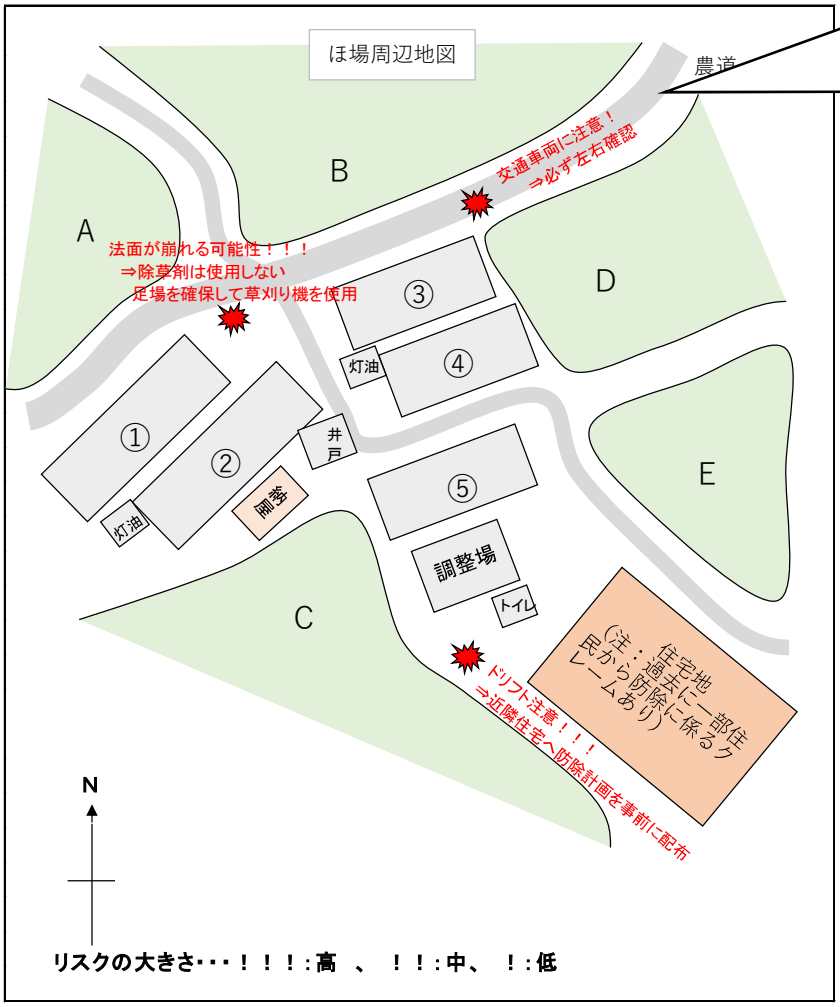

地図を活用して、管理すべきポイント 4.1.1（危険な場所や危険な作業に関するリスク評価）を行います。

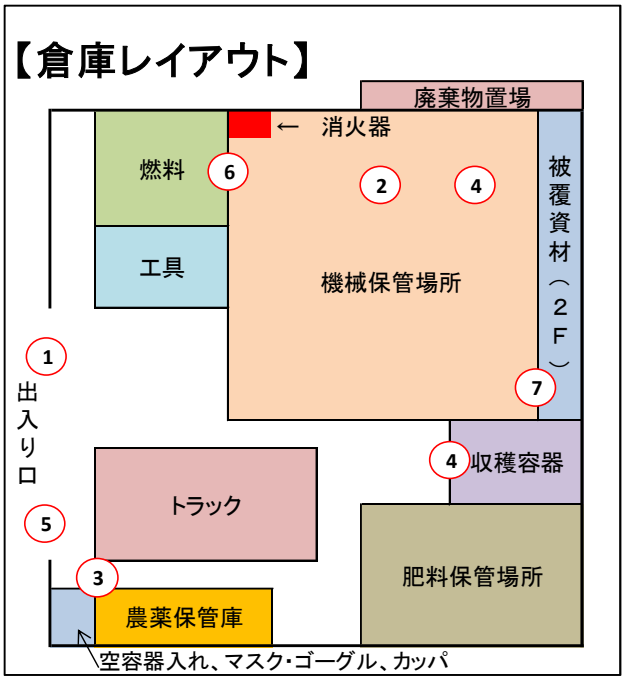

考えられるリスク	程度	対策
①出入り口から鳥や猫が侵入することによる収穫容器や収穫機械への汚染	高	出入りの都度扉を閉める
②防除機械から収穫用機械への農薬汚染	高	隣り合わせに置かない
③農薬及び農薬関連の備品（カッパ等）・空容器と収穫容器、収穫機械との接触	低	このレイアウト通りに保管する
④収穫容器及び収穫機械への埃・昆虫等の付着	低	カバーをかけて保管
⑤籾、人参と農薬・肥料・燃料等の汚染物質との交差汚染	高	倉庫には籾、人参は一切入れない
⑥ガソリンの不適切な保管による火災	高	火気厳禁、地面に置く
⑦ハシゴからの落下による怪我	高	設置面の確保、フックで固定

この例では倉庫レイアウト図に番号をつけて考えられるリスクと対策を別表にまとめています。⑦が作業安全に関する内容です。

共通

【参考帳票例】

労働安全リスク評価表

作成日：
作成者：

○危険な作業

使用機械・器具	作業	危害	リスク評価	対策
かん水用ポンプ	かん水用ポンプの操作	ポンプのベルトへの衣服の巻き込み	高	袖口のボタンを留めれるか絞れる衣服を着用する。ポンプのベルトにカバーを設置する。
乗用トラクター	路上走行	片側ブレーキのみ踏み込むことによる転倒、転落	高	安全フレーム装着 作業時以外は左右のブレーキペダルを連結する。
	傾斜地や段差での使用	転倒事故	中	安全フレーム装着 極力低速で走行する。
刈払機	草刈作業、斜面・法面での使用	刈刃によるケガ	高	足場を確保して草刈機を使用 長袖・長ズボン・防護具の着用 機械の調整・修理時はエンジンを切る

（注）管理すべきポイント4.1.1の適合基準に記載された作業は、必ず評価の対象とすること。

○場所

場所	危害	リスク評価	対策
圃場地図①（法面）	草刈り作業時の転倒・法面崩壊（刈り刃によるケガ）	高	足場を確保して草刈機を使用 長袖・長ズボン・防護具の着用
圃場地図② （水稲No1、No2の間の段差）	転倒	低	にんじん畑側から入る
倉庫レイアウト⑦（はしご）	落下によるけが	高	設置面の確保、フックで固定

農場のルール違反・ヒヤリハット　調査票

調査責任者	○野○男	調査日	2010年8月1日
情報提供者	○山△彦	内容	ルール違反・ヒヤリハット
いつ	2010年7月30日午前中		
誰が	○山△彦		
どこで	ハウス内		

何をしたのか／何があったのか

潅水用ポンプのベルトに袖が巻き込まれそうになった。

問題点の考察

袖のボタンをちゃんとしていなかった。
ベルトがむき出し

問題解決の考察

袖口はきちんとボタンを留めるか絞れる服にする。
ポンプのベルトにはカバーをつける

改善の結果

ポンプのベルトにはカバーが付き、安心して作業できるようになった。
服装もきちんとするようになり他の作業での危険性も減ったと思う。

このような様式を使って農場内のヒヤリハットの情報をまとめ、リスク評価や見直しに役立てることができます。

共通

【参 考 画 像】

【×】

（巻き込み）

【×】

（転落の可能性）

【×】

（リフトに乗って作業）

【×】

（高低差のある圃場）
※危険箇所の明示が必要

【○】

【○】

（危険箇所の明示）

【○】

（掲示物による注意喚起）

［出典：NPO 法人 農業ﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝ研究所「GAP 取組支援ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ」］

（危険箇所を警告する表示）

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

■農林水産省ホームページ「農作業安全のための指針」（H14 年３月農林水産省通知 H30 年１月一部改正　通知）
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000931.html

■農林水産省ホームページ「農作業安全対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．１　危険作業の把握

管理すべきポイント

４．１．２　危険な作業を実施する作業者は、安全のための教育・訓練を受けているか。

【適 合 基 準】４．１．２

「管理すべきポイント」4．1．1で明確にした危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。

①安全のための充分な教育・訓練を受けた者である。(「管理すべきポイント」1．4．7参照)

②法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習を修了している者、もしくはその者の監督下で作業を実施している。(「管理すべきポイント」1．4．8参照)

③酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。

④高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。

⑤安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

⑤例えば、高所作業の際のヘルメット、草刈り機を使用する際のフェイスガード着用等がある。

【解　説】４．１．２

危険な作業に従事する作業者に関する項目です。

4．1．1で危険な作業を明確にしています。その作業を実施する作業者が安全に働ける仕組みを作りましょう。

作業の責任者は、4．1．1で定めた労働安全に関する対策・ルール・手順を作業者に周知・教育訓練する必要があります。

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．２　事故発生時の対応

管理すべきポイント

４．２．１　事故や緊急事態の対応はすべての作業者に明確に理解されているか。緊急時の手順は表示されているか。

【適 合 基 準】４．２．１

労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業者全員に周知されている。

【解　説】４．２．１

事故発生時の対応に関する項目です。

事故を未然に防ぐ対策は重要ですが、万が一事故が起こった場合の対応を考えておく必要があります。前もって対応手順を決めておくことであわてずに対処できます。

例えば、労働事故発生時の対応手順書や連絡網を作成し、作業場やハウスなどに掲示したり、作業者のミーティング時に対応手順を再確認するなどの取組例があります。

管理すべきポイント

４．２．２　作業者が事故にあった場合に対処する設備があるか。

【適 合 基 準】４．２．２

労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。救急箱の中身は、危険な場所や危険な作業に関するリスク（「管理すべきポイント」4．1．1）への対応に必要なものを用意している。

【取組例・備考】

救急箱の中身は、例えば、包帯、消毒液、絆創膏、虫刺され用薬品がある。

【解　説】４．２．２

事故への備えに関する項目です。

4．1．1で検討した危険な場所や作業に関するリスクへの対応に必要な応急手当用品を用意しましょう。

共通

【参考帳票例】

【労働事故発生時の対応手順】　　作成日：2016年11月

農場名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
経営者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
農場責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働事故の発生
（怪我、熱中症、中毒等）

↓

状況の確認

↓

軽症	重症
↓	↓
応急手当	救急車の手配（119番）
	↓
	応急手当
↓	↓
農場責任者に連絡	経営者、 農場責任者に連絡

↓

従業員全員に対して、経過の説明と改善対策の周知徹底を図る。

↓

再発防止策の検討と実践

緊急連絡先一覧	
経営者：000-0000-0000	近隣の病院：00-0000-0000
農場責任者：000-0000-0000	警察：00-0000-0000
	農薬中毒センター：00-0000-0000

［救急箱・消毒薬などの事例］

■一般的な救急箱の中身
〈医療用具〉
□体温計　□ハサミ　□ピンセット　□毛抜き
〈衛生材料〉
□ガーゼ付き絆創膏　□絆創膏　□包帯
□三角巾　□綿棒　□綿球　□ガーゼ
□脱脂綿　□油紙
〈外用薬〉
□消毒用アルコール　□オキシドール　□イソジン液
□目薬　□湿布薬　□軟膏
〈内服薬〉
□総合感冒薬　□解熱薬
□酔い止め薬　□胃薬　□整腸薬

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．３　保険の加入

管理すべきポイント

４．３．１　労災保険への加入義務がある場合、労災保険に加入しているか。

【適 合 基 準】４．３．１

法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。

【取組例・備考】

「労働者災害補償保険法」では、農業において主たる条件は下記となっている。

・法人と常時雇用5人以上の労働者を使用する個人事業者は強制加入、常時雇用5人未満の労働者を使用する個人事業者の場合は任意加入

・外国人技能実習生は１人から適用またはそれに類するものに加入しなければならない。

【解　説】４．３．１

労働災害に関する備えとして、労災保険の強制加入の条件に相当する場合の対応に関する項目です。対象となる場合は、労災保険に加入していることがわかる書類などを確認できるようにしておきましょう。

管理すべきポイント

４．３．２　労災保険への加入義務がない場合、労働災害への補償対策を講じているか。

【努力項目】

【適 合 基 準】４．３．２

①労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができている（法令による労災保険加入義務がある場合（「管理すべきポイント」4．3．1）を除く）。

②経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができている。

【取組例・備考】

労災保険の任意加入制度や特別加入制度を利用する、または民間の傷害保険等に加入する。

「労働者災害補償保険法」では、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者は「労災保険特別加入団体」を通じて特別加入が可能である。また、中小事業主は「労働保険事務組合」を通じて特別加入可能である。

なお、経営者が特別加入した場合や労働者の過半数が希望する場合には常時雇用5人未満の個人事業者であっても「管理すべきポイント」4．3．1の強制加入の対象となる。

共通

【解　説】４．３．２

労働災害に関する備えとして、補償の対策について、労災保険の強制加入の条件に相当しない場合の対応に関する項目です。

労働災害が発生した際、自費での負担には限界があります。事故のあった作業者に充分な補償ができるよう、補償対策を講じましょう。

任意保険などに加入していることがわかる書類などを確認できるようにしておきましょう。

【参 考 資 料】

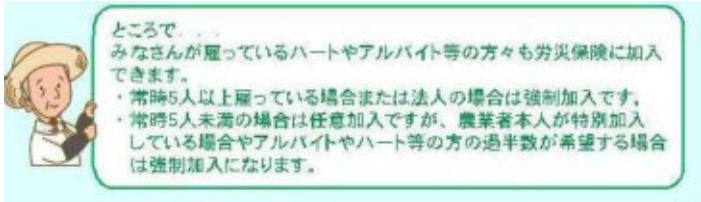

[出典:農林水産省ホームページ　農業者のための労災保険の特別加入制度]

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/rosai.html

「必見！農業者の皆さん労災保険の特別加入をご存じですか！！」より抜粋

「労災保険　農業者のための特別加入制度のしおり」

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．４　機械等の適正な利用

管理すべきポイント

４．４．１　機械・設備及び運搬車両をリスト化し、適切に点検・整備・清掃・保管しているか。

【適 合 基 準】４．４．１

①保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。

②機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。

③機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①機械・設備は、圃場、倉庫、農産物取扱い施設で使用するものを始め、電気、ガス、重油、圧縮空気、貯水槽等の関連設備・機器を含む。

②例えば、農薬散布の前に農薬散布機のノズル、ホース、タンク及び接合部のチェックを行い、正確に散布できることを確認している。年１回以上トラクターの整備を整備工場に依頼している。

③例えば、農薬散布機と出荷用トラックは同じ場所に置かない。アタッチメントの昇降部を下げ、キーを抜いて保管している。

【解　説】４．４．１

機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管に関する項目です。

農作業に使用する機械・設備類が故障・破損などしていると予定どおりに作業ができず、作業計画に影響したり、労働事故の発生要因になることもあり得ます。

日頃から機械・設備類を点検・整備し、適切に使えるようにしておく必要があります。

また、定期的に必要なメンテナンスの実施や、更新を計画的にできるよう機械台帳、点検整備記録などを作成し、保管しておきましょう。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■「農作業安全のための指針」（H14 年3月農林水産省通知　H30 年１月一部改正　通知）
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000931.html

共通

【参考帳票例】

機械台帳

農家No.： 25　　農家名： 畑　太郎

様式：2015.03.01

※使用していない機械は記載しなくてよい。　※機械に機械No.を表示しておくこと。　※異常・修理あった場合は「作業日誌」へ内容記録
※外部へ点検・修理出した場合には伝票を保管のこと

機械No.	機械名	製造ﾒｰｶ	燃料の種類	定期点検実施者	定期点検時期	定期点検の実施日			機械の購入廃棄の履歴等
						2019年	2020年	2021年	
1	動噴	丸山製作所	軽油	JA	２月上旬	2/10	2/10		
2	動噴	丸山製作所	軽油	JA	２月上旬	2/10	2/10		
3	ブームスプレイヤー	共立		＊＊商会	３月上旬	3/30	3/30		
4	背負噴霧機	丸山製作所	混合ｶﾞｿﾘﾝ	本人	２月上旬	2/10	2/10		
5	肥料撒布機	カワサキ機工	ｶﾞｿﾘﾝ	本人	１２～１月	1/15	1/15		
6	肥料撒布機	カワサキ機工	ｶﾞｿﾘﾝ	本人	１２～１月	1/15	1/15		
7	トラクター	ヤンマー	軽油	＊＊商会	3月下旬	3/25			2019.10.20廃棄

整備記録表

氏名：〇村〇彦　　2016年

＊ 農作業機械、秤量器を整備点検、修理したら記録を残しましょう。

日付	機械・秤量器	機械No.	実施内容
3月1日	トラクター	1	オイル交換
4月1日	収穫機	2	バッテリー交換
7月6日	背負い動噴	5	ホース交換

この例では機械台帳と整備記録を別にしています。

農機台帳及び点検整備記録

氏名		記入日	

No,	機械名（型式・規格・ﾒｰｶｰ名）	識別番号	保管場所	使用用途	備考
1					

実施日	実施内容および部品名称	別紙明細	作業者（委託業者名）
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

この例では機械台帳と整備記録を一つの様式にまとめています。

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．４　機械等の適正な利用

管理すべきポイント

４．４．２　検査機器・測定機器・選別装置及びその標準品（テストピース等）を定期的に点検しているか。

【適 合 基 準】４．４．２

商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品（テストピース等）を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。

【取組例・備考】

管理する対象には、例えば、秤及び標準品（テストピースや標準物質）等がある。

商取引用の秤のように法令で定められている機器については、法定検査・点検を実施する。

【解　説】４．４．２

検査機器・測定機器・選別装置及びその標準品の管理に関する項目です。

商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器などは正確に計量・測定できなければなりません。

そのため、定期的な校正、点検、適切な設置・保管などが必要になります。

取引や証明に使用する秤については、計量法により2年に一度定期検査が義務づけられています。販売時に重量を表示する場合は定期検査に出す必要があります。共同選果で農協等が重量確認する場合は、生産者段階での秤は定期検査を受ける必要はありません。

※測定機器などの一覧表、点検などの記録を作成し、保管しておきましょう。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■計量法（平成４年度法律第 51 号）

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．４　機械等の適正な利用

管理すべきポイント

４．４．３　収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材を定期的に点検しているか。

【適 合 基 準】４．４．３

①収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染されていないか定期的に点検している。

②点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交換等の対策を講じている。

③複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫をしている。

【解　説】４．４．３

収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理に関する項目です。

農産物に使用する包装資材、容器類が汚染されていると農産物の衛生に影響します。また、包装資材・容器類が破損していると、農産物への異物混入の原因にもなります。日頃から包装資材・容器類は適切に点検・修理したり衛生的な保管・取扱いが必要です。

例えば、収穫工程・農産物取扱い工程のリスク評価に合わせて使用する包装資材・収穫関連容器・備品・農産物保管容器をリスト化し点検・洗浄の頻度や修理・交換の手順を定める、使用前点検で不具合の有無を確認するなどの取組が考えられます。

包装資材の誤使用・誤表記を防ぐためには、例えば包装資材の保管方法を決め、混ざらないよう整理しておく、などの取組が考えられます。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)

■農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html

■農林水産省 「生鮮野菜を衛生的に保つためにー栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針ー(第 2 版(試行版))」

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．４　機械等の適正な利用

管理すべきポイント

４．４．４　掃除道具及び洗浄剤・消毒剤は適切に保管しているか。

【適 合 基 準】４．４．４

①収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する機械・設備、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器を掃除する掃除道具は他の掃除道具と分けて使用して保管している。

②掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検して必要に応じて交換している。

③掃除道具は、使用後、所定の場所に衛生的に保管されている。

④掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管されている。

【解　説】４．４．４

掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理に関する項目です。

農薬に使用した掃除道具を収穫工程や農産物取扱い工程で使用したりすると、農産物に農薬成分が付着する可能性があります。農産物安全の確保の視点から、掃除道具を衛生的に取扱い、保管しましょう。

例えば、どの程度劣化したら交換するか修理・交換のルールを定める、保管場所は農産物を運んだり作業する動線から離れた場所にする、などの取組が考えられます。

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．４　機械等の適正な利用

管理すべきポイント

４．４．５　機械油は食品安全に影響がないよう使用しているか。

【適 合 基 準】４．４．５

収穫工程及び農産物取扱い工程で農産物と接触する可能性のある機械可動部へ注油する場合は食品安全に影響がないように対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、食品機械用の潤滑油を使用している。FDA（米国食品医薬品局）の NSFH-1 規格（食品に偶発的に接触する可能性がある箇所に使用できる潤滑剤）、または ISO21469（食品機械用潤滑剤の製造に関する衛生要求事項を規定した国際規格）の認証等を確認する。

【解　説】４．４．５

機械油の使用に関する項目です。

機械油は化学的危害要因になる可能性があります。農産物の汚染を防ぐために農産物と接触する可能性のある機械可動部に注油する潤滑油は食品機械用の潤滑油を使用します。

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．４　機械等の適正な利用

管理すべきポイント

４．４．６　機械・設備を安全に使用しているか。

【適 合 基 準】４．４．６

①機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。
②安全性を損なう改造を実施していない。
③購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①例えば、取扱説明書や機械に書かれている注意事項通りに使用する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受けてから使用する。取扱説明書は紛失しないよう適切に保管する。
②例えば、整備効率を重視して、本来あるべき安全カバーを外すことがないようにする。
③例えば、購入時に安全性検査合格証、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。
（型式検査は、平成 30 年4月１日に廃止された「農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）」に基づき行われていたもので、法の廃止後は依頼に基づいて農研機構が実施する任意の検査（「安全性検査」等）が行われている。新たに安全性検査に合格したものは安全性検査合格証が発行されている。）

【解　説】４．４．６

機械・設備の安全な使用に関する項目です。

安全な作業を行うために機械・設備の使用にあたっては、定期的に点検・整備するだけでなく、正しい使い方をする必要があります。正しい使い方をするために、取扱説明書を保管し、必要なときに確認できるようにしておきます。

また、安全性を損なうような無理な改造を避け、新たに機械・設備を購入する場合は安全なものを選びます。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「農作業安全のための指針」（H14 年3月農林水産省通知　H30 年１月一部改正　通知）
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000931.html

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．５　燃料の適切な保管

管理すべきポイント

４．５．１　適切に燃料を保管しているか。

【適 合 基 準】４．５．１

①燃料の保管場所は火気厳禁となっている。

②燃料の保管場所には危険物表示がされている。

③燃料の保管は、内容物に適した容器を用いている。ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。

④燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。

⑤燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

③例えばガソリンは、金属製携行缶、軽油は軽油用ポリ缶や金属製携行缶で保管する。ガソリンは揺れにより静電気を蓄積しやすいため、例えば、地面に接しておく。保管容器を取り扱う前に地面に触れて人体の静電気を逃がしている。

④少量危険物（指定数量の 1/5 以上指定数量未満）を保管する場合には 10 型 ABC 消火器を設置するよう火災予防条例で定められている場合が多い。

⑤例えば、バルブのある機械設備は使用していない時にはバルブを閉じる。バルブのない機械（草刈り機等）は長期間使用しないときは燃料を抜いておく。また、燃料タンクには法令に基づき防油堤の設置をし、防油堤内の雨水を抜いた後はバルブを閉める。

【解　説】４．５．１

燃料の適切な保管に関する項目です。

燃料を適切に保管管理していないと火災につながりかねません。燃料の保管場所では火気厳禁とし、内容物にあった保管容器を使用し、消火設備の用意、燃料もれへの対処などが必要になります。

基準書の取組例・備考欄に記載のあるものの他に、下記のような取組例もあります。

【その他の取組例】

①燃料は火気のない場所で保管している。

燃料のそばで機械や工具の使用を避けている。

燃料が保管されている近くで喫煙しない、火を使わない。

②「燃料保管場所」「火気厳禁」等の表示がある。

共通

【その他の取組例】
③ガソリンは金属製容器(ガソリン携行缶)、軽油は軽油用ポリタンク、ガソリン携行缶(軽油とわかるようにしておく)、灯油は灯油用ポリタンク、ホームタンク等に保管している。
ドラム缶で保管する場合は、試験確認証あるもの。
⑤保管容器が劣化していない。ふたを閉めている。
ノズル、灯油用ポンプ等をさしたままにしていない。
倒れやすい状態で保管していない。
周囲に不必要な可燃物を置いていない。
こぼれた際にふき取るウエスなどを用意している。
こぼれた際にすぐ拭き取るなどのルール・取組がある　など。
⑥その他、内容物に適した保管容器で保管していること。

〔参考：燃料保管〕(R 元年１０月　食の安全推進室まとめ)

消防法では、火災の発生や拡大の危険が大きい物質、消火が困難な物質を危険物として規制しています。多量に保管する際には許可や届け出が必要な場合があります。

1【消防法　第 9 条の 4 第 2 項】

2　指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準(第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。)は、市町村条例で定める。

<危険物の指定数量と届出が必要な数量(抜粋)>

品名(代表的なもの)	指定数量	少量危険物貯蔵取り扱い届出が必要 (指定数量の 1/5 以上)
ガソリン	200ℓ	40ℓ以上 200ℓ未満
軽油	1000ℓ	200ℓ以上 1000ℓ未満
灯油	1000ℓ	200ℓ以上 1000ℓ未満
重油	2000ℓ	400ℓ以上 2000ℓ未満
エンジンオイル	6000ℓ	1200ℓ以上 6000ℓ未満

□指定数量とは、消防法による危険物の品目ごとに定められた数量で、指定数量の 1/5 以上を保管する場合は消防署への届出が義務づけられています
□2品名以上の危険物を同一の場所で貯蔵する場合は合算します
例:ｶﾞｿﾘﾝ 20ℓ、灯油 100ℓを貯蔵している場合の指定数量の計算
ｶﾞｿﾘﾝ 20ℓ÷指定数量(200ℓ)＝0.1
灯油 100ℓ÷指定数量(1,000ℓ)＝0.1
} 0.2

指定数量の 1/5 以上
なので、届出が必要

共通

2【県内市町村(広域連合)の火災予防条例】

□指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

第 30 条　法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
(4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
(5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
(6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

〈消防長又は消防署長の判断による基準の特例〉

第 34 条の 3　この章(第 30 条、第 31 条の 7 及び第 32 条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び　数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

3　条例と生産工程管理基準

火災予防条例	上位基準〔4.5.1〕
みだりに火気を使用しないこと。	①燃料の保管場所は火気厳禁となっている。
常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。	〔2.12.1〕整理整頓し清潔な農場を維持しているか
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。	⑤燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。
その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。	③燃料の保管は、内容物に適した容器を用いている。ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。

共通

火災予防条例	上位基準〔4.5.1〕
みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。	
地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。	〔4.1.1〕危険な場所や危険な作業に関するリスク評価を行い、事故やけがを防止する対策を講じているか。
	②燃料の保管場所には危険物表示がされている。 ※1
	④燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。 ※2

※1 危険物表示、※2 消火設備・消火器の設置は、指定数量の 1/5 以上指定数量未満の場合に条例で求められますが、GAP基準として指定数量の 1/5 未満の場合も対応が必要です。

燃料の貯蔵が指定数量の 1/5 以上指定数量未満の場合には、条例(第 31 条の4第2項(10))に基づき、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置(防油堤等)が求められます。美味しまね認証の基準においても、消防法や条例の規定に基づいた設置を求めています(指定数量の 1/5 未満の場合には防油堤の設置を必須とはしません)。

【参 考 画 像】

【×】

(燃料の垂れ流し)

【×】

(燃料のそばに農機具を放置)

【○】

(適切な容器)

[出典:NPO 法人 農業ﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝ研究所「GAP 取組支援ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ」]

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■消防法(平成 23 年法律第 186 号)

■農林水産省ホームページ「農作業安全のための指針」(H14 年 3 月農林水産省通知 H30 年 1 月一部改正 通知)
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000931.html

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．６　服装及び保護具の着用等

管理すべきポイント

４．６．１　農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用しているか。

【適 合 基 準】４．６．１

①農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。

②マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

①例えば、ラベルの指示通りのマスクであることを販売店に確認してから購入している。

【解　説】４．６．１

防除衣・防除具の着用に関する項目です。

農薬散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する可能性もあります。

労働安全の視点から、適切な装備を選び、着用して農薬を使用しましょう。

【参 考 資 料】

農薬工業会リーフレット『リーフレットのタイトル（きちんとマスクをつけましょう！)』より引用

(https://www.jcpa.or.jp/labo/books/)

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．６　服装及び保護具の着用等

管理すべきポイント

４．６．２　再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗浄しているか。

【適 合 基 準】４．６．２

①農薬使用後は、防除衣・防除具による交差汚染を防いでいる。
②再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗浄している。
③防除衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。
④ゴム長靴は靴底までしっかりと洗っている。
⑤破れたり痛んだりした防除衣やマスクの汚れたフィルターは新しく替えている。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①例えば、農薬散布作業後は収穫作業をしない。他の作業をする場合は着替えや手洗いの後に他の作業に入る。

【解　説】４．６．２

防除衣・防除具の洗浄に関する項目です。

農産物への農薬成分の交差汚染が起こると、農産物の安全性に影響します。このようなことを防ぐために、農薬使用後の防除衣・防除具を洗浄する必要があります。農薬散布後に他の作業を行う場合の交差汚染への配慮も必要です。

【参　考】

■「農作業安全のための指針」（平成 14 年3月農林水産省通知　H30 年1月　一部改正通知）（抜粋）

第5　燃料、農薬等の管理に関する事項　　2　農薬

(3)調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

(5)散布作業後

ウ　保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は１回とすること。

農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。

共通

4　労働安全管理

基準項目　４．６　服装及び保護具の着用等

管理すべきポイント

４．６．３　防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管しているか。

【適 合 基 準】４．６．３

防除衣･防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管している。また、乾かしてから保管している。

【取組例・備考】

例えば、防除衣と防除具を農薬保管庫に保管していない。

解　説】４．６．３

防除衣･防除具の保管に関する項目です。

防除衣･防除具を農薬のすぐそばに保管すると、防除衣などの洗浄後でも、再度農薬が付着しかねません。また、洗浄したことでリスクはかなり軽減されていると考えられますが、農産物の近くに保管すると、農産物に農薬が付着する可能性もあります。特に洗浄してぬれたままの防除衣･防除具を農産物の近くに置くと、垂れた水から農薬成分が農産物に付着するかもしれません。

このようなことを考慮し、保管場所を決めましょう。

保管場所の考え方の例として、農産物取扱い施設でない場所にする、防除衣･防除具を乾かす場所は水が垂れても大丈夫な場所、風による飛沫が農産物にかからない場所を選ぶ、などがあります。

【参 考 画 像】

［防護服の保管］

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■「農作業安全のための指針」（H14 年 3 月農林水産省通知　H30 年 1 月一部改正通知）
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000931.html

■農薬工業会ホームページ　「農薬をご使用になる方へ」
https://www.jcpa.or.jp/user/

共通

5　人権・福祉と労務管理

基準項目　５．１　労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

５．１．１　労働者名簿を作成し、保管しているか。外国人労働者の採用にあたっては在留許可を確認しているか。年少者の雇用は法令を遵守しているか。

【適 合 基 準】５．１．１

①労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇い入れの年月日が記載されている。個人情報は守秘義務を遵守して管理している。

②外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。

③児童労働を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。（児童とは満15歳の3月31日までの者、年少者とは18歳未満の者をいう。）

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

＊同居の親族のみで運営されている場合（家族経営）、該当外となる。その他の場合は、使用者（経営者）と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを主なポイントとして労働者に相当するかを判断する。季節的な短期雇用者も労働者となる。

①労働基準法により労働者名簿に記載すべき事項は下記のとおりである。

・氏名　・生年月日　・履歴　・性別　・住所　・従事する業務の種類（労働者数30人未満の事業所の場合は不要）　・雇入れの年月日　・退職の年月日及びその理由（解雇にあってはその理由も含む）　・死亡の年月日及びその理由

②外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。

【解　説】５．１．１

経営資源の中で人材はもっとも重要な要素です。基本的人権が守られていない農場では、食品安全事故や労働事故の発生確率が高くなる可能性があります。そのような環境では、生産性の向上も望めないでしょう。労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供する必要があります。

5．1．1は労働力の適切な確保に関する項目です。人を雇って作業をしてもらう場合、労働基準法など、守るべき法律があります。法令を遵守した適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示し、納得してもらった上で、その条件通りに働いてもらい、賃金を支払います。

「人権・福祉と労務管理」の項目は、労働者（「労働基準法第九条に規定する労働者」）がいない場合は非該当ですが、作業者が「労働者」にあたるのか微妙な場合があります。労働者性の判断チェックシートを参考にしたり、不明な点は労働基準監督署や社会保険労務士に相談し、適切な雇用環境を整えましょう。

共通

【参考資料】

労働者性の判断チェックリスト

2016.06.10

作業者が労働者にあたるかどうか不明な場合には、以下のチェックリストを利用してチェックし、総合的に判断して下さい。ポイントは使用従属性があるかどうかということです。

「使用されていること」（使用従属性）の判断基準	判断
1 仕事の依頼、業務指示に反対できない。 もともと親族関係にあった者や古くからの知人が好意で働いており、勤務状況について融通を付けてもらいやすい場合→「いいえ」。	はい　・　いいえ
2 業務上の指揮監督を受けている。 業務について、大まかな内容を言われるだけで実際の仕事ではほとんど判断を任されている場合→「いいえ」。	はい　・　いいえ
3 勤務場所、勤務時間などの拘束を受ける。 自らの都合に合わせて自由に出勤できる場合→「いいえ」。	はい　・　いいえ
4 自分の代わりに業務をさせられない。 場合によって他の誰かに仕事を変わってもらえることがある場合→「いいえ」	はい　・　いいえ
5 時間給等、報酬が労務の対価である。 早出・残業をした場合も報酬が変わらない場合→「いいえ」 報酬が労務の対価ではなく、手伝ってもらったお礼という性格が強い場合→「いいえ」	はい　・　いいえ

＊「いいえ」の数が多いほど、「労働者性」は低く、「労働者」にはあたらず、労働基準法の適用を受けない可能性が高い。

上記を補足する判断基準として以下があります。（独立自営者の可能性あり）	判断
1 自分の機械・器具を持ち込んで使用している。	はい　・　いいえ
2 正社員と比べて高い報酬をもらっている。	はい　・　いいえ
3 他で働くことに制限はない。	はい　・　いいえ
4 その報酬が生計を立てる上で主たる収入ではない。	はい　・　いいえ

＊「はい」の数が多いほど、「労働者性」は低く、「労働者」にはあたらず、労働基準法の適用を受けない可能性が高い。

チェックシートなどを参考に労働者性があるか考えます。
不明な点やわからないときは労働基準監督署などに相談します。

管理すべきポイント5.1.1

労働者名簿

フリガナ			性別
氏名			
生年月日	年　月　日		
現住所			
雇入年月日	年　月　日		
業務の種類			
履　歴			
解雇・退職または死亡	年月日	年　月　日	
	事由		
備　考			

労働者名簿の様式例です。

共通

５　人権・福祉と労務管理

基準項目　５．１　労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

５．１．２　労働者に対して、精神又は身体の自由を不当に拘束することによって、労働者の意思に反した労働を強制していない。

【適 合 基 準】５．１．２

下記のことが起きないように対策を実施している。

①人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。

②労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

①例えば、外国人労働者や障害者を雇用する場合には正規のルートを通じて採用する。

②例えば、内部告発制度を整備する。

①②例えば、人権の尊重と適切な労務管理を実践することを経営者自身が「管理すべきポイント」1．2．1方針・目的で宣言し農場内に周知し、「管理すべきポイント」1．12．2経営者による見直しで人権侵害がなかったかを振り返る。

【解　説】５．１．２

強制労働の禁止に関する項目です。

劣悪な労働環境による作業者の待遇への不満は、意図的な食品事故などにつながりかねません。適切で働きやすい労働環境を整えましょう。

共通

5　人権・福祉と労務管理

基準項目　５．１　労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

５．１．３　労使間で、労働条件、労働環境等について意見交換されているか。労使協定、労働協約がある場合、それが守られているか。

【適 合 基 準】５．１．３

①使用者と労働者との間で、年１回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。

②使用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合には、正当な理由なく拒んでいない。

③使用者と労働組合または労働者の代表者との間で締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

＊労働者がいない場合は該当外

①例えば、休憩の取り方、作業場の照明の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスへの配慮等について話し合っている。

③外国人技能実習生を農業に従事させる場合や農産物取扱い施設での労働などで、8時間を超過する場合や、法定の休日（1週間に少なくとも１日、または4週間で4日以上の休日）が適用できない事業所においては、労使協定（36 協定）を締結し労働基準監督署へ届出ることで、時間外労働・休日労働が可能となる。農業（栽培・収穫まで）のみの場合は、労働基準法第 41 条により時間外労働・休日労働に関する規制について適用除外のため 36 協定は必要ない。

【解　説】５．１．３

使用者と労働者のコミュニケーションに関する項目です。

使用者と労働者がコミュニケーションをとり、労働条件、労働環境、労働安全などについて意見交換し、その記録を残しましょう。話し合う内容の例として、例えば休憩の取り方、作業場の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスへの配慮などが考えられます。

法定労働時間を超えて労働者を働かせる場合には、あらかじめ従業員の過半数代表者または労働組合との間に、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労働基準法第 36 条）。この協定は労働基準法第36条に規定されていることから、「36協定（サブロク協定）」と呼ばれています。

時間外労働や休日出勤をしてもらうとき、労使協定（36協定）の締結が必要な事業所に当たるのか不明な場合は労働基準監督署に相談しましょう。

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規制された

共通

ため、36協定で定める必要がある事項が変わり、36協定届の様式が新しく策定されています。上限規制の中小企業への適用は2020年4月からです。新様式や記載例などは厚生労働省のホームページで確認できます。詳しくは、労働基準監督署などに相談しましょう。

【参考帳票例】

作成日：
作成者：

労使意見交換記録

日にち			場所	
出席者	使用者側			
	労働者側			
意見交換の種類		・労働条件　・労働環境　・労働安全　・その他（　　）		
意見交換の概要				

共通

【参 考 資 料】

労働時間・休憩時間・休日に関する基準

労働基準法では、農業・畜産・水産等の事業を除く、大半の産業に対して、以下のとおり労働時間等の最低基準を定めています。農業に関しては、労働時間・休憩・休日の規定が適用除外※となっていますが、優秀な人材を確保していくためにも、労働者が働きやすい環境を整えるよう努めることが重要です。

※ただし、農業従事者であっても深夜労働に対する割増賃金を支払うことが必要です。また、外国人技能実習生には適用除外となっている労働時間・休憩・休日の規定を準拠することとされています。

＜農業・畜産・水産業等以外に従事する労働者、外国人技能実習生（農業・畜産を含む）に適用される基準＞

○ 法定労働時間

１日８時間、週４０時間を超えないこと（変形労働時間制を導入することもできます）。

○ 休憩

労働時間が６時間を超えれば４５分以上、８時間を超えれば１時間以上の休憩を労働時間の途中に与えること。

○ 法定休日

毎週１日以上または４週間を通じて４日以上の休日を与えること。

○ 時間外労働

法定労働時間（１日８時間、週40時間）を超えて労働させる場合（1ヶ月60時間以内）には25%以上、１ヶ月60時間を超えて時間外に労働させた場合には50%以上（中小企業については適用猶予のため25%以上※2023年４月より５０%以上に引上げ）、法定休日に労働させた場合は35%以上の率による割増賃金を支払うこと。また、時間外労働の上限については、法制化され2019年４月より原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

なお、時間外労働をさせる場合は、労働組合又は労働者の過半数代表者と労使協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

最低賃金

賃金の最低額は、最低賃金法に基づき都道府県毎に定められております。最低賃金は、正社員だけでなく、パートや外国人技能実習生など、雇用の形態にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

整備が義務付けられている重要書類

労働者の労働時間などを管理するために、日頃から以下の書類を整備しておく必要があります。

○ 労働者名簿　（各労働者について、住所・従事する業務の種類・雇入年月日・退職年月日等を記載）
○ 賃金台帳　（労働日数・労働時間数等賃金計算の基礎となる事項、賃金の額等を記載）
○ 出勤簿またはタイムカード（出・退勤の時刻を記載）
○ 健康診断個人票

労働者名簿・賃金台帳の様式が掲載されておりますのでご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html

6

出典：農林水産省ホームページ　農業者向けパンフレット「農業者・農業法人　労務管理のポイント」（抜粋）
https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/attach/pdf/nougyou-9.pdf

共通

5　人権・福祉と労務管理

基準項目　５．１　労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

５．１．４　雇用、昇進・昇給の決定は、人種、性別等によって差別されていないか。

【適 合 基 準】５．１．４

雇用や昇進･昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。

【取組例・備考】

＊労働者がいない場合は該当外

例えば、同じ条件の業務について外国人労働者と国内の労働者で賃金に差がない。同じ条件の業務について男女で賃金に差がない。業務に関係のない医療検査(遺伝子検査等)は実施していない。

【解　説】５．１．４

差別の禁止に関する項目です。

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供するためには、人の多様性を理解し差別や偏見がない職場環境を作ることも必要です。人種･民族･国籍･宗教･性別を理由とした差別をしてはいけません。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

■厚生労働省ホームページ　「労働条件・職場環境に関するルール」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/joken_kankyou_rule.html

■厚生労働省ホームページ　「働き方改革特設サイト　関連資料ダウンロード&リンク」パンフレット「時間外労働の上限規制　わかりやすい解説」
https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/download.html

■農林水産省ホームページ　農業者向けパンフレット
「農業者・農業法人　労務管理のポイント」
https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/attach/pdf/nougyou-9.pdf

■農林水産省ホームページ　「担い手育成」
農業版　やさしい労務管理の手引き
https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-52.pdf